委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	高知県	
3. 市区町村名	中土佐町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.nakatosa.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=416	

執行機関名 中土佐町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	福祉医療費条例に定める重度心身障害者の福祉医療費に関する事務であって規 則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 3の項福祉医療費条例に定める重度心身障害者の福祉医療費に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	中土佐町福祉医療費助成に関する条例(平成18年中土佐町条例第115号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的		

⑦独自利用事務の関連規範	中土佐町福祉医療費助成に関する条例 中土佐町福祉医療費助成に関する条例施行規則
--------------	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	中土佐町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成18年中土佐町規則第57号) 第2条		
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての 審査に関する事務	重度心身障害者の医療費の助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	中土佐町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成18年中土佐町規則第57号) 第2条ただし書き		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 口	中土佐町福祉医療費助成に関する条例(平成18年中土佐町条例第115号)第3条第 1項第2号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報		